

大津市企業局工事成績評定要領

(令和 5 年 4 月 1 日制定)

大 津 市 企 業 局

目 次

- ・ 大津市企業局工事成績評定要領 -----
- ・ 工事成績評定表【様式第1号】-----
- ・ 工事成績評定結果検査合格通知書【様式第2号】-----
- ・ 工事成績評定結果に対する説明請求について（回答）【様式第3号】-----
- ・ 技術力の発揮・創意工夫・社会性等に関する実施状況【様式第4号】-----
- ・ 技術力の発揮・創意工夫・社会性等に関する実施状況
　　(説明資料)【様式第5号】-----
- ・ 工事成績採点の考查項目別運用表一覧表【別表(第4条関係)】-----
- ・ 工事成績採点の考查項目別運用表【別表-1①～,2①～,3①～】標 準-----
- ・ 工事成績採点の考查項目別運用表【別表-1①～,2①～,3①～】小規模-----
- ・ 「施工プロセス」のチェックリスト【別紙1(第4条関係)】-----
- ・ 考査項目別運用表（考え方）【参考】-----

大津市企業局工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、大津市企業局が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に係る技術水準の向上ならびに受注者の適正な選定および指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の請負金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、130万円を超える請負工事であっても、次に掲げるものについて検査員が評定対象外と判断した場合は、評定は行わないものとする。

- (1) 解体工事
- (2) 緊急工事
- (3) ポンプ・操作盤等の取替工事

(評定者)

第3条 工事成績の評定者は、企業局工事検査要綱第4条に定める検査員及び大津市企業局建設工事監督要綱第4条に定める監督員並びに主任監督員又は総括監督員とする。

(成績評定の時期)

第4条 成績評定は、検査員にあっては検査の時に、総括監督員、主任監督員及び監督員にあっては原則として完工検査及び出来高検査の時に行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、評定者となる主任監督員及び総括監督員がある場合には、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。
- 3 評定は、工事成績評定表（様式第1号）によって行うものとし、別表に定める工事成績採点の考查項目別運用表に基づいて評定するものとする。
- 4 評定にあたっては、「施工プロセス」のチェックリスト（別紙1）を考慮するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者が当該工事における実施状況を（様式第4号）および（様式第5号）により提出できるものとし、提出のあった場合はこれも考慮するものとする。

(評定の結果の通知)

第6条 大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）は、受注者に対して、工事成績評定結果検査合格通知書（様式第2号）により、評定の結果を通知するものとする。

- 2 公営企業管理者は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認められるときは、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条の規定による通知を受けたものは、通知を受けた日から14日以内に、公営企業管理者に対して、文書により、評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 公営企業管理者は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定結果に対する説明請求について（様式第3号）により回答するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事から適用する。
（経過措置）
- 2 この要領の適用日以前に契約された請負工事の成績評定は、なお従前の例による。